

## 平成 22 年第 3 回

### 遠軽町議会定例会会議録（第 2 号）

平成 22 年 6 月 22 日（火）午前 9 時 59 分開議

---

#### ◎本日の会議に付議した事件

- |         |                   |  |
|---------|-------------------|--|
| 日程第 1   |                   | 会議録署名議員の指名について   |
| 日程第 3 4 |                   | 一般質問   |
| 日程第 3 5 | 議案第 19 号          | 工事請負契約の締結について（平成 22・23 年度北 2 丁目団地公営住宅新築工事（2 号棟）（建築主体））                           |
| 日程第 3 6 | 議案第 20 号          | 工事請負契約の締結について（平成 22・23 年度北 2 丁目団地公営住宅新築工事（第 2 号）（設備））                            |
| 日程第 3 7 | 議案第 21 号          | 工事請負契約の締結について（平成 22 年度遠軽町埋蔵文化財センター改修工事（建築主体））                                    |
| 日程第 3 8 | 議案第 22 号          | 財産の取得について（平成 22 年度遠軽町公営バス購入）   |
| 日程第 3 9 | 議案第 23 号          | 財産の取得について（平成 22 年度除雪ドーザ（ロータリー装置付）購入）   |
| 日程第 4 0 | 議案第 7 号<br>（付託案件） | 遠軽町過疎地域対策のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について   |
| 日程第 4 1 | 議案第 8 号<br>（付託案件） | 遠軽町行政改革推進委員会条例の制定について  |
| 日程第 4 2 | 意見案第 1 号          | 石炭じん肺患者とトンネルじん肺患者の救済制度創設等を求める意見書   |
| 日程第 4 3 | 意見案第 2 号          | ワクチン接種に関する意見書  |
| 日程第 4 4 | 意見案第 3 号          | 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 2 分の 1 への復元、教職員定数改善、就学保障充実など 2011 年度国家予算編成における教育予算確保・拡充を求める意見書 |
| 日程第 4 5 | 意見案第 4 号          | 地方財政の充実・強化を求める意見書  |
| 日程第 4 6 | 意見案第 5 号          | 森林・林業政策の早急かつ確実な推進に関する意見書   |

#### ◎出席議員（18 名）

議 長 18 番 前 田 篤 秀 君                      17 番 浅 水 輝 彦 君

《平成 22 年 6 月 22 日》

1番	石田通行君	2番	今村則康君
3番	清野嘉之君	4番	林照雄君
5番	黒坂貴行君	6番	松田良一君
7番	岩上孝義君	8番	山田和夫君
9番	岩澤武征君	10番	杉本信一君
11番	山谷敬二君	12番	高橋眞千子君
13番	荒井範明君	14番	阿部君枝君
15番	奥田稔君	16番	高橋義詔君

◎欠席議員（0名）

◎列席者

町長	佐々木修一君	教育委員会 委員長	富永史朗君
代表監査委員	秋保利勝君	農業委員会 委員長	石丸政雄君

◎説明員

副町長	広井澄夫君	総務部長	高橋義久君
民生部長	磯貝勝幸君	経済部長	高嶋朝雄君
経済部技監	松井雅弘君	総務部参事	佐藤優君
滞納対策室長	藤江敏博君	総務課長	寒河江陽一君
情報管財課長	岩山靖彦君	企画課長	加藤俊之君
財政課長	太田守君	保健福祉課長	岡村宏君
住民生活課長	渡辺喜代則君	税務課長	鈴木光男君
保育課長	安江陽一郎君	農政林務課長	村本秀敏君
商工観光課長	大河原忠宏君	建設課長	中川原英明君
建設課参事	山本善宏君	会計管理者	松本妙子君
水道課参事	岸野博美君	生田原総合支所支所長	石川弘美君
丸瀬布総合支所支所長	工藤敏広君	白滝総合支所支所長	池田博利君
教育長	河原英男君	教育部長	橋本健一君
総務課長	松橋行雄君	社会教育課長	中村哲男君
社会体育課長	工藤重雄君	図書館長	佐川哲史君
総務課参事	藤本陽一君	監査委員事務局長	吉田博之君
農業委員会事務局長	森田英俊君	選挙管理委員会事務局長	吉田博之君

◎議会事務局職員出席者

《平成22年6月22日》

事務局 長	伯 谷 正 明 君	庶務・議事担当主任	小 玉 美 紀 子 君
事務局 主 幹	伊 藤 雅 彦 君	庶務・議事担当主任	梶 田 淳 一 君

《平成22年6月22日》

---

◎開議宣告

○議長（前田篤秀君） ただいまの出席議員は18人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（前田篤秀君） 本日の会議録署名議員に、会議規則第118条の規定により、石田議員、山谷議員を指名いたします。

---

◎日程第34 一般質問

○議長（前田篤秀君） 日程第34 一般質問を行います。

一般質問は、再質問より質問者の質問時間を30分以内とし、1問1答により行います。

通告の順により発言を許します。

通告1番、奥田議員。

○15番（奥田 稔君） ー登壇ー

通告の書に従って、私から大きく2点について質問したいと思います。

私の質問は、そう難しくありませんと思いますので、町長の明解な回答をぜひお願いしたいと思います。

まず1点は、高齢者の運転免許証の自主返納に対する特例措置ということで、最近、交通事故者の高齢化が進んでいると、こういうふう聞いています。ことしに入ってから全道の死者数、これは私が調べたのが6月7日ですから、その時点では道内で69件、全国的に見て10番目と、前の年に比べて5件増というふう聞いています。しかし、5月段階では、昨年に比べて8件増ということもなっていて、現在では前年度比2件増とだんだん減ってきているのは現実かと思います。その中でも、特に北見方面本部、この中では11件、死者数があるということで、これは前年度比8件増となっています。ということは、道内での増加の部分が一時期、北見方面本部で発生していると、こういうことが言えると思っています。

交通事故を起こした人も、事故に遭った人も、両方とも不幸と言わざるを得ない。特に、遠軽管内における運転免許者数、これはオートバイも含むわけですが、1万3,706人というふうに警察のほうから聞いた中ではそういった数字になっています。その中でも、65歳以上の人が5,160人、さらに、後期高齢者と言われる75歳以上の人が1,011人の免許の保有ということです。1月から6月9日まで、遠軽管内で免許証の自主返納者、これは13人いたというふうに聞いております。交通事故を減らすための一つの方法として、高齢者が無理をしてまでも運転しないことも必要でないのかなど

いうふうを考えています。

したがって、運転免許証の自主的な返納者が、通院だとか買い物等で公共交通機関を利用した場合、町がある程度の負担をする、そういった措置を講ずるべきと考えていますけれども、町長のお考えをお聞きしたい。管内的には、道内的にも各自治体で自主返納者に対して、死ぬまでとは言いませんけれども、一定の措置をしながら何らかの応分の負担をしているということも聞いていますから、そこら辺も考えながら町長の考え方をお聞きしたいと思っています。

二つ目でありますけれども、最近、ニュース等で話題になっていきます子宮頸がんの予防ワクチンの費用助成についてであります。

この子宮頸がんは、近年、若い人、若年層で患者がふえているということが報道されており、予防ワクチン、これをするには6カ月で3回接種が必要だと。その経費が約5万円ぐらいかかって、なかなか負担するのに大変だということも聞いております。

近いところでは湧別町が、何日か前の道新で見たのですけれども、このワクチン助成をするということを決めたようであります。したがって、遠軽町としても、このワクチンの経費助成、全額になるのか一部になるのかを含めて、ぜひ検討して前向きな回答をお願いしたいと思います。

以上であります。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

奥田議員の御質問にお答えしてまいりたいと思います。

まず、高齢者の免許証の自主返納に関する御質問にお答えいたします。

交通事故の発生原因と、その犠牲者にはいろいろなケースがございます。特に近年では、議員も御指摘のとおり、高齢者がかかわっている場合が増加傾向にあると言われております。また、免許証を身分証明書として利用している高齢者も多いとのことから、遠軽町におきましても、昨年の4月から、70歳以上の方が免許証を返納した場合、警察からの証明書に基づき、顔写真付きの住民基本台帳カードを、通常1,000円かかるものを無料で交付しているところでございます。

その利用状況は、平成21年度が12件で、平成22年度は6月現在で4件となっております。各自治会などでも、高齢者を対象としました交通安全教室が開催された場合には、担当職員が出向きまして免許証の自主返納についても呼びかけているところでございます。

公共交通機関の現状と自家用車の利便性の比較から、なかなか返納者がふえていない状況ではございます。

次に、高齢者の交通に関する助成でございますが、遠軽町高齢者バス乗車助成として、70歳以上の住民の方を対象に、本人からの申請により助成券72枚、1枚100円の助成を行っております。免許証の自主返納者に対する特例措置につきましては、免許証を

《平成22年6月22日》

取得していない方との行政サービスの公平性という観点から、特別な措置は講じておりませんが、現行の制度、これを有効に利用していただきたいと考えておりますので、御理解を願います。

次に、二つ目の子宮頸がんの予防ワクチンの費用助成についての御質問にお答えいたします。

2006年に諸外国等でワクチンが承認され、日本でも昨年12月22日から接種が可能となりました。ワクチン費用が高額なことや任意接種のため、各自治体でワクチンの助成が始まっております。

当町の子宮がん死亡のSMR、標準化死亡でございますけれども97.8で、全国に比べ優位に高いわけではございません。むしろ、乳がんのほうが優位に高いと出ている状況でございます。

また、近隣の医療機関では、まだ接種が行われておりません。さらに、ワクチンの有効とされる期間についても諸説があると聞いてございます。助成に向けて検討していく必要はあると考えてございますが、当面は早期発見をするための定期的な子宮がん検診の受診勧奨を推進していきたいと考えております。また、今年度から検診料金を500円ずつ値下げし、子宮は1,000円で頸がんとエコー検査が受けられるようになっており、検診の機会も昨年よりふやして対応する予定にしております。

ワクチン助成に当たりましては、今後さらに医療情報、国の公費負担の検討状況等の情報収集に当たるとともに、今後も町として検討を進めてまいりたいと考えてございますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 奥田議員。

○15番（奥田 稔君） 再質問をさせていただきます。

免許証の自主返納について、町長から答弁をいただきました。今、町が行っている年間72枚掛ける100円の券だとか、あるいは住基カード、これを交付しているということでもありますけれども、この住基カードについてはいろいろ過去にも導入がされていましたが、なかなかつくる人が少ないという、こういったものが現状かと思えます。

これはこれでいいとするのですけれども、やはり免許を持っている人が無理して運転をしない。どうしても持っていれば、私も高齢のほうですけれども、少々我慢をしながらでも免許を持っていれば運転すると、こういう機会がどうしてもあるのです。やはりそれが交通事故につながるのではないのか。そういうことでは、町が交通事故を防ぐ、あるいはそういった不幸なことにさせないためにも、一定の予算との関係もありますし、何年ぐらいをめどに特例措置をするのか、そういったものもあると思えます。ですから、今ある72枚を有効に活用ということもあるのですけれども、特に病院的には、厚生病院が遠軽に大きいのがあるわけですけれども、白滝だとかそういうところは買い物に行く、あるいは病院に行くといってもなかなか公的な交通手段が難しいのです。免許を持っていれば、

好きな時間に行って好きなときに帰ってこれる。そういうことから、やはり無理をしてでも免許を持ち運転をすると。そして、結果的に、特に最近シカ害等もありますから、そういったものを防ぐ、そのために町が自主返納者に対して何らかの措置、J R賃なのか、あるいはバスといっても高速バスしか走っていませんから、そういう意味ではそういった方法を考慮すべきではないのか。

特に、先ほど申し上げたとおり、道内的に見て北見管内が8件増と、増がふえた分、北見管内がしょっているみたいなものですから、そういったことでは町が積極的に、そんなに大きな予算は必要ないと思います。ですから、もう一度そこら辺明解な考え方、検討するのであれば早目に検討する、そういったこともあわせてもう一度町長の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 1点は、先ほど私も答弁させていただきましたところで、免許証を取得していない方との問題が出るという意味で、先ほど免許証を取得していない方と行政サービスの公平性という御答弁をさせていただきました。

免許証をもともと持っていない方との差をどうするのかというようなこともございます。それと、奥田議員、予算がどれぐらいか、大きなものは必要ないということもございますけれども、これも具体論としてJ R運賃のことなのか何なのかということも、まだ質問のほうでは受けてございませんこともあります。それと、もう1点は、私が考えますに、免許証というのは国が交付しているという形になろうかと思います。確かに高齢者の方から免許証を返せと、危ないからなるべく返すようにしなさいということ、地方も交通安全の観点からはやる必要がないとは申しませんが、余り行政権、予算という形でそういった手法をどこまでとるか。仮に、先ほど奥田議員さんおっしゃいました、J R運賃を助成してやるとか、それをどこまでやるかというのは、今の段階では住民基本台帳、それを交付するといった程度が望ましいのかなというふうには考えているところでございます。

○議長（前田篤秀君） 奥田議員。

○15番（奥田 稔君） 確かに免許証そのものは、国の国家機関ですから、取る、取らないは本人の勝手、あるいは取ったら、それを自主返納したから、その人に一定の恩恵を与えるというか、それと持っていない人の差だとか確かにあると思うのです。それはありつつも交通事故を減らす、これは単独であればおまえが悪いのだからとなりますけれども、相手がいる、あるいは物損だとかそういうものがあつた場合、相手に迷惑をかけるということもあるのです。だから、そこを考えれば、持っている、持っていない人の差は確かにあるのです。しかし、私が言っているのは、免許証を返納したからすべて自動車賃、バス賃、町が負担するとかそんなのではなくて、一定の制限をしながら、年数制限だとか金額制限、そういったものを考えて検討はできないのかと、こういったことを申し上げているので、差があるのは知っているのです。何で免許証を持っている人だけと。しかし、交通事故と

いうのは、持っていなくても交通事故は遭うわけですから、道路を歩いていても遭うわけですから、そういったものを減らすためにも町としての措置を考えてはどうかと、こういうことですから、私、持ってない人でも、それはいいというふうに考えると思うのです。

例えば、80歳の人が運転していて、町の中で人にぶつかりました。相手は持ってない人で。しかし、そういったものを未然に防ぐ。私は先ほども言ったように、持っていれどどうしても無理するのです。だから、そういったものを少しでもなくす、そのために町が一定の補助。今現在13人ですか、免許証の返納者。年間どのぐらいになるか、倍を見ても20人前後ですから、それに例えば1回500円なり1,000円のバス賃、あるいはJR切符代を交付しても、そんな大きな額ではないと思うのです。ですから、そういったことも考えあわせて検討してほしいということなので、再度、町長の考え方を聞きしたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 済みません、最初に奥田議員の質問の意図がわからないところがありましたので、制限をすると……。

○議長（前田篤秀君） 暫時休憩します。

午前10時18分 休憩

---

午前10時20分 再開

○議長（前田篤秀君） 再開します。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 交通弱者の方にそういう助成とかをするという観点もあるということですが、交通弱者となると、これは最初から免許証を取りたくても取れなかった人もおりますし、そういった観点から考えますと、こういったたぐいのものは今現在考えられている住民基本台帳、これは1,000円ですけれども、そういったぐらいが今の段階では望ましいのかなというふうに考えております。

また、買い物に来るですとかそういったことも、確かにそれは必要で、免許証を返せばそうなるかもしれません。ただ、免許のない人も同じ場合もございますし、そういった観点から見ても、今の段階ではこら辺の町としての対応が妥当ではないかというふうに考えております。

もちろん、こういったことを含めまして、今後とも町としては高齢者の方に限りません、やはり自分で免許証を、いろいろ身体的なこともあると思いますけれども、そういったことで、事故を起こされると思われるような方には自主的に返納してもらおうということは、町としても呼びかけるようにしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 奥田議員。

《平成22年6月22日》

○15番（奥田 稔君） 2点目の子宮頸がんワクチン助成でありますけれども、先ほどの町長の答弁では、国の情報を得ながらさらに検討ということであります。これは、子宮頸がん、それぞれ新聞等で見ると若い女性の人たちがかかりやすい。要するに、性行為が若くなってきてる。そういった中で、この子宮頸がんの発生率が多いと、こういったことが言われていますから、このワクチンの投与、十二、三歳ぐらいまでがいいのかなど。そのワクチンを接種することによって子宮頸がんにかかりにくい、こういったこともデータとしてありますし、湧別町も補正予算で助成するということでもありますから、女性にとって将来一番不安なのはがんなのです。乳がんも確かに大変です。それはそれで、予防のためのいろいろな方法もありますけれども、子宮頸がんについてはワクチンを若いときに接種すればある程度防げると、こういうことでもありますし、子供を持つ親として、3回の接種で5万円を支払うというのはなかなかきついということも言われていますから、国は国のほうで考えている部分もあるでしょうけれども、やはり町として女性の健康といいますか、生命を守る、あるいはがんから予防させる、そのために一定の、全額補助になるのか半分補助になるのか、希望者についてなかなか難しいですけれども、そういった措置を考えてはどうかということでもありますので、再度お聞きしたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 岡村保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡村 宏君） お答えをさせていただきたいと思います。

子宮頸がんの原因でございますけれども、ほぼ100%ヒトパピローマウイルスというHPVというウイルスの感染によって発症をします。発ガン性のHPVにつきましては、すべての女性の約80%が一生に一度は感染するという報告があるほど、ありふれたウイルスでございます。

なお、こちらの予防ワクチンにつきましては、すべてに効くというわけではなくて、既に感染しているHPVを排除したり、子宮頸部の全がん病変やガン細胞を治す効果はなく、あくまでも接種後のHPV感染を防ぐものでございます。

先ほど町長の答弁でお答えをさせていただきましたけれども、一度接種をしても毎年の検診が必要となっております。それで、現在のところ検診に力を入れていこうということで進めているわけでございます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 奥田議員。

○15番（奥田 稔君） 確かにこのワクチンが一生効くとは言っていません。そして、これはいろいろなデータもあるのですけれども、ワクチンの接種、これは大体

11歳から12歳ぐらいにワクチンを接種することによって、一生とは言いませんけれども結構効く。そして、その後、検診はあります。ですから、この11歳から12歳の子供がそこまできちっと考えてできるかといったら、できないのです。やはり親がきちっと子供に教育をする。そして、このワクチン接種

を希望するかしないか、これは大変難しいのです。ですから、ワクチンを接種したからといって、生涯効くということではありませんから、そういった検診も受けながら、こういった子宮頸がんにかからない予防をしていくと、こういったことでこのワクチンも開発されて、今、湧別町も助成するということですから。遠軽町としても、どのぐらい11歳、12歳の女子学生がいるかわかりませんが、そういった中でも希望者が少ないのです。だから、したくても金銭的な問題もある、そういったことから、やはりきちっと町が希望者に対してはこういったワクチン接種をする、あるいは予防をする、こういったために、町としても一定の予算措置をしたいということであれば、母親、父親を含めてなのですけれども、子供がその年齢になれば相談をして、子供の将来のためにということになると思うのです。だから、そのために町は行政として一定の予算措置をしてもらえないだろうか、検討してもらえないだろうかということなので、一生効くということではないのはわかっているのです。ですから、そこをもう一度検討して回答していただきたいと思えます。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） まず、少し数字的なことを私のほうから述べさせていただきます。

全額助成でいきますと、仮に6年生といたしますと102名ございます。中学3年で85人。これらに全額助成しますと843万という数字が出てまいります。そして、接種期間の問題、接種場所の問題などをどうしていくかというようなことも出てきます。

そしてもう一つ、当町の子宮がん死亡の推移を見ますと、平成17年は1人、18年はゼロ、19年は1人という形になってございます。ちなみに、先ほどほかのがん、乳がんの話もいたしました。乳がんのほうが高いですと。乳がんでございますと、17年は2人、18年は2人、19年は3人の方がお亡くなりになっているという形になってございます。乳がんのほうは、こういったことから見ても亡くなられている方が多いということでございます。

そういったことを踏まえまして、さっき金額も843万という形で見込みましたけれども、これも単年であれば何とかという話もあります。3年後から落ちることは落ちますけれども、そういったことも踏まえて、私、答弁させていただいたのは、やりませんとは申しておりませんので、いろいろこれから国の状況ですとかそういったことも見ながら検討してまいりたいというふうにお答えさせていただいたつもりでございます。

あと、ほかの町でもやっているというようなお話もいただきましたけれども、これについてもほかの町はほかの町のいろいろな事情もあるのだと思います。そして、こういったものを仮に考えるにしても、私は今やはり補正で云々という話ではないだろうと。先ほども言いましたけれども、国の助成の状況ですとかそういったことももうちょっと見ながら考えていくべき問題であるというふうに思っております。

○議長（前田篤秀君） 奥田議員。

○15番（奥田 稔君） 先ほど843万、102名と言いましたね。これは、はっきり聞こえなかったので、843万円かかったということですか。102人掛ける5万ということなのかな。先ほど言った、11歳から12歳の年齢で遠軽にいる対象者の女子掛ける5万円程度となれば800何ぼと。しかし、これは全員強制的なワクチン接種ではないのです。あくまでも希望者に対しての、一応、予算を組むとしたら全員希望したなんていう予算配置だと思うのですけれども、できればそれが一番いいのです。そして、その中の希望者をとればいいわけですから。

先ほど、HPVの感染が多いと。これは、性行為からうつるのが多い。しかし、大体が免疫の中でウイルスを殺す。しかし、その中でも1%ぐらいが子宮頸がんにかかっているというデータもありますから、そういう意味では予算を満額組んで、その中から希望者がどの程度いるのか。全部が全部使わなくてもよくなるかもしれない。そのことによって、将来的に女の子たちが子宮頸がんにかかりにくいということになるわけですから、町としても予算を組んでやるぐらいはできるのではないかと、800万ぐらいでしたら。ですから、今この場で組みますとかなかなか難しいのかもしれないけれども、来年なら来年度に向けて検討する、そういったこともあわせて、再度、町長の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 843万円の内訳をもう一度申し上げます。小学校6年生で102人、中学校3年生で85人ございまして、この数字は1人4万5,000円で計算した数字でございます。

そして、まず843万円ぐらいだったらすぐ計上できるのではないかとというようなお話でございますけれども、先ほど来申し上げておりますが、単年であれば何とかいろいろなこともできるのですけれども、これは一度やりますと、こういったものはすぐやめるというわけにもいかないものですから。そういったことで、やらないとは申しておりません。奥田議員も、これから新年度予算とかでも検討してくれというお話でしたけれども、先ほど私もそういうふうに御答弁させていただいたつもりでございます。

トータルの中で、町民の健康を守るために、ほかにもいろいろワクチンがございます。先ほどのデータでも出ております、乳がんのこともございます。そういったことをトータルで考えていかなければいけないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 暫時休憩します。

午前10時37分 休憩

---

午前10時37分 再開

○議長（前田篤秀君） 再開します。

奥田議員。

○15番（奥田 稔君） 町長は、今、やらないということではなくて、将来に向けてということも言われましたから、国ほうの動きもあると思います。ですから、それらの情報をぜひ得ながら、できるだけ早い時期にもし得るのであれば実施に移してもらいたいということだけ申し上げて終わります。

○議長（前田篤秀君） 以上で、奥田議員の質問を終わります。

通告2番、高橋眞千子議員。

○12番（高橋眞千子君） ー登壇ー

通告の順に従いまして、大きく2点についてお伺いいたします。

まず、1点目でございます。遠軽町保健福祉サービス事業の配食サービス事業についてでございます。

配食サービス事業は、旧遠軽町で2002年2月から始まった事業であり、8年が経過しました。社会福祉協議会に委託をして、1日30食を利用者に配食していました。週に6日、1週間で180食の準備をし、当初は1人週1回のサービス事業でした。利用している町民から、週2回の希望が多くあり、180食に達していなかったこともあり、希望する利用者の方には1回400円の利用料金で、週に2回の配食サービスを受けることができます。

現在も、週に2回のサービス事業になっていると思いますが、高齢者が年々ふえていることを考えますと、申し込みをしても利用できない人がいるのではないかと心配するところでもあります。社会福祉協議会での配食の数も、これ以上はふやせない状況と聞いておりますので、今後の配食サービス事業をどのように進めていこうとしているのか、お伺いいたします。

2点目の住宅用火災警報器の設置状況についてでございます。

済みません、この中で4行目にかけて訂正をお願いしたいと思っております。遠軽町は、2008年6月より既存住宅も新築住宅にもということを書いておりますが、この新築住宅のほうを消していただきたいと思っております。

それでは、2点目の住宅用火災報知器の設置状況についてお伺いいたします。

消防法改正による義務化は2006年6月からでしたが、既存住宅については各市町村にゆだねられていました。遠軽町は、2008年6月より既存住宅は火災報知器の設置が義務づけられました。早く気づいて被害を防ぐための火災報知器ですから、全家庭に設置されるのが望ましいと考えますが、遠軽の火災警報器の設置状況はどのようになっているのでしょうか。現実、火災による犠牲者が出ております。

義務化といっても罰則はございませんが、遠軽町から火災による被害を1件でも減らすためにも、火災警報器の設置を推進すべきと考えます。今後、町としてどのように取り組まれているのかをお伺いいたします。

以上、2点でございます。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君）　－登壇－

高橋眞千子議員の御質問にお答えしてまいりたいと思います。

まず、1点目の遠軽町保健福祉サービス事業の配食サービス事業についてでございます。

本町の高齢者福祉事業として行っております配食サービス事業は、食事の調理が困難な高齢者に対し、定期的に居宅に栄養のバランスのとれた食事を配達するとともに、利用者の安否確認もあわせて行うものでありまして、利用者の負担軽減、介護予防、生活支援の向上を図るものであります。

原則として、利用は週1回、夕食のみの配付であります。状況や希望に応じ週2回までの利用が可能です。

現在の利用状況としては、平成22年度登録者数224名、今年度平均利用者数111名、遠軽地区1日平均配食数23食、過去の利用状況として、平成21年度、全町での配食数は9,094食、総利用者数1,266名、平成20年度、全町での配食数8,340食、総利用者数1,266名、平成19年度、全町での配食数9,250食、平成18年度は全町での配食数1万35食となっております。

配食数の拡大については、委託先の遠軽町社会福祉協議会に確認をしたところ、調理スペース等の関係もあり、遠軽地区、生田原地区では受け入れに余裕があるものの、丸瀬布、白滝地区においては現状の配食数でとの回答を得てございます。

当面、利用者の入院による休止、転出、施設入所、ヘルパー利用による食事介護などへの移行などもあり、急激な増加が見込まれる状況ではないことから、現状のサービス体制を維持することとしております。

なお、配食サービスを含めた保健福祉サービス全般につきまして、平成24年度から始まります次期遠軽町高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画の策定の際の検討事項とさせていただきます。

次に、2番目の住宅用火災警報器の設置状況についてでございます。

近年、全国的に住宅火災による死者がふえており、特に就寝中に火災に遭遇し、発見がおくれ逃げおくれることが原因で犠牲者が発生するケースが増加の一途をたどっております。そのため、火災警報器の設置を義務づけることにより、住宅火災による犠牲者を減らし、人命と財産を守ることを目的に消防法が改正され、御質問にもありますように、遠軽町におきましては、新築住宅は平成18年6月1日から、既存住宅につきましては平成20年6月1日から火災警報器の設置が義務づけられたところであります。

御質問の遠軽町の設置状況であります。遠軽地区広域組合で、平成20年、平成21年度に設置率の高い公営住宅等がない標準的な自治会を中心にアンケート調査を実施しまとめたところ、60.24%の設置率であったという報告を受けてございます。平成21年度末の全国平均の設置率が41.6%ということから見ますと、高い設置率にはなっておりますが、いまだ4割近い世帯で設置されていないことから、設置普及促進に向けた

《平成22年6月22日》

活動の強化が求められております。

遠軽地区広域組合では、引き続き自治会の協力のもとでアンケート調査を実施する中で啓発を行うとともに、消防団員を中心とする高齢者世帯への訪問活動の実施、街頭啓発活動などをさらに進める中で、設置普及の促進を図ることとしております。

町といたしまして、これまで町広報紙やホームページへの記事の掲載をする中で、設置普及の促進の啓発を行ってきておりますが、今後とも消防署と連携しながら、住宅火災による犠牲者を出さないためにも、未設置者に対し早急に設置をしていただくようPR活動を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 高橋眞千子議員。

○12番（高橋眞千子君） では、再質問をさせていただきます。

配食サービス事業、今、全体を伺いますと、遠軽町は社協でつくっている部分で間に合っていると。生田原と丸瀬布が調理室などの都合により、これ以上、配食をふやすのは無理であるという答弁だったように思います。

そもそも配食サービス事業は、日常生活を営むことに困難のある高齢者の居宅に食事を配達することにより、日常生活の負担の軽減と安否の確認を行うこと。原則として、週に1回。一番最初にできたときも、私、質疑をしたことがあるのですが、日常生活を営むことに困難である方が、週に1回の配食で本当によろしいのでしょうかという質疑をしたときがあります。それで、週に2回を望む人がいるのであれば、週に2回でもよろしいのではないのでしょうかということで、決算委員会なり予算委員会で何度となく質問してきた経緯がございます。

今のところ、遠軽町は社協でつくっている部分で十分間に合っていると。1日配食23食、現在受けているのはということでございましたが、受けるに当たりいろいろな調査をしますよね。この方は受けられるのではないか、受けられないのではないかという調査をすると思うのですが、実は先日、87歳と84歳の御夫婦のところにお伺いをしたいのです。そのときに、84歳の奥様が糖尿病で入院されて帰ってきても食事の仕事は無理だと。87歳の御主人は、食事はほとんどつくったことがなくて今すごく悩んでいるのですけれども、2人分申し込んだのですけれども奥さんしか該当しなかったと。87歳の御飯のつくれない御主人は、該当はしませんと言われて、一番食事のことが困っていると。

今、1日に23食、遠軽町は配食しているということですから、基準はいろいろあるのでしょうかけれども、こういったところをきちんと把握して、必要ではないかと。夫婦に考えは、どこで判断するのか私はわかりません。どこで線引きをするのかわかりません。でも、行った状況を見ても、この方たちに配食が必要でないのなら、どういう人たちが配食を必要とされているのだろうという、すごくそういった思いがあるのです。

ですから、だれにでも配食しなさいとは言っていないけれども、ここに該当する部分に当たると思うのですよ。食事はもちろんつくれないのですから、御主人。奥さんがつ

くっていて、奥さんがもうつくれなくなると、奥さんに配食されるのであれば、当然、そういった部分があってもいいのではないかと思いますけれども、どういった基準、どこまでの基準で配食されたりされなかったりするのかが、町民の方も当然受けられると思ったのが受けられなかったというのも現実にあるものですから、そこら辺をお教え願いたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 私、申し上げましたときに、高橋議員さん、週2回という話がございましたけれども、週2回まで可能でありますと私は先ほど申しておりますので。

それともう一つ、社会福祉協議会に確認したときに、調理スペースの関係もあって、遠軽と生田原地区では受け入れに余裕がありますよと。ただ、丸瀬布、白滝地区は現状の配食数で受け入れスペースの限りがあるのでと、そういったことでございます。

あと、その基準については、担当のほうからお答えいたします。

○議長（前田篤秀君） 深澤保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（深澤万喜子君） お答えしたいと思います。

高橋議員さんのほうから言われた高齢御夫婦の件につきましては、御食事の量が多いということもあって、2人で分け合って食べれそうだというようなこともあり、調整に当たった保健師より、御夫婦から奥さんの分だけ申請しますという結論に至ったために、奥さんの分だけの申請を受け決定したというようなことになっているのですけれども、一般的な基準としましては、項目自体は全部覚えていないのですけれども、身体の状況、歩行の状況だとか、それから体の状況、そういった何項目かありまして、その項目プラス栄養の状況、そういった大きな基準表があるのですけれども、それに基づいて判断をしています。

○議長（前田篤秀君） 高橋眞千子議員。

○12番（高橋眞千子君） 私、逆に聞いていまして、遠軽のほうは余裕があって、丸瀬布、生田原が余裕がないというふうに聞いたものですから、聞き方をまた変えなければいけないのですけれども、今後、遠軽も間違いなくお年寄りの方がふえるのですから、配食を利用したいという方が当然ふえてまいらると思うのですけれども、これに関して、配食が遠軽地域でふえた場合、今後どうしようとしているという部分はどのようなお考えを持っていらっしゃいますか。丸瀬布や生田原から持ってくるわけにはいかないと思うのですけれども。

○議長（前田篤秀君） 岡村保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡村 宏君） お答えをさせていただきます。

先ほど、町長の答弁でもございましたけれども、今後、急激にふえるという想定はしておりません。ただ、高齢者人口が徐々にふえてきていることは確実なものですから、24年から始まります高齢者福祉計画並びに介護保険事業計画の中で、今後について検討させていただきたいというふうに考えております。

《平成22年6月22日》

なお、今後、各種施設の方針改正等も出てきますので、その中でできるのかという部分もありますので、設置者との協議を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（前田篤秀君） 高橋眞千子議員。

○12番（高橋眞千子君） 24年の福祉事業の中に、私たちも計画の事業の中を見せていただいております。19年、23年、24年ずっと書かれていました。配食の食数と人数が書かれておりました。それを見た中でも、配食の部分というのは、私たちもどんどん年をとってきますから、食べることと栄養のバランスなどを考えると、この配食というのにどうしても頼りたくなるという部分は出てまいりますので、今、職員なり、ここにいる私たちは、自分のことは自分でできるのに余り気にならないのかもしれないのですけれども、やはり年をとって、75、80となりますと、食に対する部分が大変気にしていらっしゃるお年寄りが歩いてみますと多いことも確かでございます。配食で助かっているという方の声をたくさん聞きますので、こういった部分を24年と言わず、もしたくさん利用したい声があれば、該当する人はきちんと受けられる状況にさせていただくのが行政の、町長の仕事であろうと思っておりますのでお願いした部分と、配食を受けている方、結構1人で生活していらっしゃる方も多いのです。何年か前から孤食と言われる言葉が聞かれますけれども、そういった部分で、私なんか考えてみますと、配食を孤食にしないために、町のあいたお店のスペースがありますね、町の中にたくさんあいたおうちが。その中で、お年寄り、5人なり6人を集めて、そこで一緒に配食されたのを食事するというような部分も町長には考えていつていただきたいなど。町長の掲げている、町民に優しい住んでよかった町にしたいと思うのであれば、そういった方法も考えながら、配食で済むのではなく、各家庭の個人の家で配食するのではなくて、そういった部分もボランティアを募りながら考えていただきたいと思うのでありますけれども、町長のお考えはどうでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 今の高橋議員の質問の最初は、利用者数がふえたらというお話だったかと思えます。これにつきましては、私、最初の答弁で申し上げましたし、今、担当課長も申し上げましたけれども、今のところ急激な増加は私どもは見込んでございません。施設に入ったり、ヘルパーさんを使われたり、そういうことを勘案した中で、急激な増加は今のところはないだろうと。そして、次期保健福祉計画の中でまた見直しをかけますということで、これはそのように御理解願います。

万が一、もしそういった急激なことが出れば、それはやはりその都度、私どもも検討してまいらねばならないというふうに考えてございます。

それから、もう一つの次期の計画の中で、高齢者の方の食事に関して、配食のみにとどまらず、どこかのそういうところに集まってやったらどうですかというようなお話だったかと思えますけれども、これについては一つのお考えとして計画の中で、実施されるかどうかわかりませんが、そういった一つのアイデアをいただいたのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 高橋眞千子議員。

○12番（高橋眞千子君） それでは、2点目に移らせていただきます。

住宅用火災警報器の設置状況についてでございますが、先ほど町長、遠軽町の警報器のついたパーセント、60.24%というふうにいただきましたけれども、これは遠軽地区の部分でしたでしょうか、それとも遠軽広域の全体の部分でしたでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 寒河江総務課長。

○総務課長（寒河江陽一君） お答えをしたいと思います。

60.24%といいますのは、広域組合のほうでアンケート調査をして数字を押さえたものでございますけれども、議員の質問で申し上げますと、遠軽町でございますので、上湧別町、湧別町、佐呂間町については入っていないという数字でございます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 高橋眞千子議員。

○12番（高橋眞千子君） 町内を回りまして、住宅に警報器がついていますかということで何件かお聞きしてきたところ、つけましたよというところもありましたし、地区内の業者が回ってきたのですけれども、8,000円と言われたので高いからやめました、まだつけていませんという方もいらっしゃいました。多分そのときは、ちょうど広報などで知らされて、遠軽町は2008年の6月から義務化になりましたから、そのころにきっと遠軽町内の業者さんが警報器をつけましたかと回ったころ、まだ高かったのだろうと思うのです。

先日回ったときには、ここでは大体四、五千円で買えてつけてくれますよとか言って回ったのですけれども、ただ、お年寄りがもっと安いところがあるのなら紹介してほしい、でも、つけるのはだれがつけてくれるのでしょうかと言われて、私もちょっと天井には登れないし、そういった部分もきちっと確かめてくださいというお年寄りがいましたので、警報器を買って家に持っている人も実際にただけけれども、つけられないから置いてある。そのうち子供が来たらつけていただくと言っておりましたので、結構お年寄りはそうやって安いのを皆さん買ってきて持っている方がいらっしゃるようですので、そういった場合は消防に頼むのか、町の職員にお願いするのか、そこら辺をお知らせしたいのですけれども、どういうふうにしたらいいでしょう。

○議長（前田篤秀君） 寒河江総務課長。

○総務課長（寒河江陽一君） 明解なお答えはできないかというふうに思いますが、販売をしている業者のほうで設置をするという情報は、私、聞いたことがございますので、まずは購入される業者のほうに、御自分で購入した方が設置ができないということであれば、そちらのほうにお願いをして設置をしていただくのが第一の方法なのかなという気がしております。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 高橋眞千子議員。

○12番（高橋眞千子君） 大変申しわけありません。この警報器も、お年寄りにするとはかにならないのです。2基つけなければいけないですから。2階のある方は、廊下と寝室と。

それで、業者にお問い合わせすると、出張旅費がかかるところもあるのです。実は、二、三日前の新聞にも、道新さんで大きくこの部分を載せていただいたのですけれども、出張取り付けを1台3,150円、2台目以降は半額でといったこともありまして、こういった部分も考えますと、この警報器を全町皆さんにつけていただくとすれば、例えば消防の予防のほうに連絡をすれば、持っているのだったらつけていただけますよとか、そういった部分というのは、60%つけたという方は意識が高くてつけていらっしゃる方が多いと思うのです。今後こういった部分も含めて、お年寄りのそういった部分の不安解消をするためには、警報器を安いものを買ってきたのであれば、つけられないのであればここに声をかけてくださいというのも必要かと思うのですけれども、そこまでは甘いでしょうか。

自分もこれからお年寄りになってくるのですから、60過ぎて自分で天井につけなさいといったって絶対できませんから、そういった部分を考えますと、そういった優しい町であっていいと思うのですけれども。この課で、連絡をくれればだれか行きますよといった部分が1カ所あってもいいのではないかと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 暫時休憩します。

午前11時05分 休憩

---

午前11時06分 再開

○議長（前田篤秀君） 再開します。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 高橋議員の報知器の取り付けなど、役場の部署の担当課なりでというお話かと思えますけれども、お年寄りを守る安心な町づくりというのは、それは私も申しておりますし、そのとおりなのですが、行政側がどこまでやり得るか、そうなるといういろいろ限界も正直言っていると思えます。

確かに報知器のほうは、国を挙げてそういうのをつけなさいというふうに言っておりますので、行政として1軒1軒に報知器だけはつけに行きますよと、やりますよというふうにはできませんけれども、そういったことこそ地域のほうでやっていただけるようにできないのかなというふうにも思いますし、また、いろいろな業者さんもおりますし、取り付けだけしてくれるような組織もありますし、そういったところを利用していただくことも必要かなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 高橋眞千子議員。

○12番（高橋眞千子君） 自治会なりでもいろいろやっていますけれども、自治会で福

社部会などありますけれども、自治会の福祉部会もお年寄りなのです。実際働いてい方は皆さん若いですが、自治会の役員自体もお年を召しているのです。その人方がやってくださるのも、それは自治会で助け合いをやっていきますから。でも、遠軽町の役場に一つぐらい何でもやる課があってもいいじゃないですか。私は思うのです。町民がどこに電話をしていいかわからないと悩むよりも、何でもある課ぐらいにあって、自分たちで困っていることがあったら、ここへ行ったら聞いてくれるという、そういう課がこの大きな組織の中であってもいいのではないかなと。私が、自分が年をとっているから、だんだんそう思うのかもしれないのですけれども、若かったときに感じなかったことが今感じてくるのです。今ここで皆さん働いている方は若いから、そんなの自分でできる、そんなの業者に頼めばいいやとなりますけれども、年金生活になりますとお金は少なくなります、体は動かなくなります。でしたら、やはり役場が一番安心して私たちがものを言える場所、いろいろな部分を考えてときに、こういう聞いてくれて動いてくれる課があってもいいのではないかなと。これは火災報知器ですから、町だけに言うのではなくて消防の予防の方も歩いてくださいますし、女性の方が何人かで安全確認のために歩いてくださっているようです。そのときも、女性の方だから頼めなかったというのもありました。そういったことも含めると、業者に頼むのが一番いいのもわかります。でも、業者に頼むとお金がかかるのも確かなことですので、今持っている方に業者に頼んでお金を払ってつけてもらってくださいというのは、私は大変忍びなく戻らなければいけないなという部分があるのですけれども、本当にそういった部分は考えられないのでしょうか。最後にこの部分だけお聞きして。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 質問の意図がよくわかりました。単なる報知器だけではないようなお話かと思えます。

まさしくそれは行政なりの根本の話にも触れることになりますので、お気持ちは十分理解いたしますが、緊急ですとかそういうときには、そういうこともあり得るかもしれません。ただし、いろいろなことを、例えばそういうことを町がやりましょうと、職員が。そうすると、屋根の修理から何から全部なのかと、そういうことにもなります。そして、先ほど申しましたけれども、業者もおりますし、私、どことは言いませんよ、組織と言いました、業者ではなくて。そういう人たちもいるのです。だから、基本的にはそういうことからやっていくようなことをしないと、行政がやるべきことは、確かにそういうことをやっている町もあるのかもしれませんが、どんどんどこまで行くのだというようなことは、助成、補助とかそういうところもすべてそうですけれども、そこら辺は十分考えながら私どもやっていかなければいけないのかなと。それを職にしている人もいるわけですから、そういうところも十分考えなければいけないというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 以上で、高橋眞千子議員の質問を終わります。

一般質問の通告書にあります。奥田議員の議員番号が10番になっていますけれども、15番で訂正願いたいと思います。

11時半まで暫時休憩します。

午前11時12分 休憩

午前11時29分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告3番、阿部議員。

○14番（阿部君枝君） ー登壇ー

通告書に従いまして、一般質問をさせていただきます。

奥田議員と重なるところもあるかと思いますが、がん検診率の向上とワクチン助成について。

日本は、世界有数のがん大国であるにもかかわらず、国民の命を守るがん対策では、いまだワクチン後進国であります。そこで、がん対策の柱の一つであるがん検診について、2011年度までに受診率50%以上という大きな目標をがん対策基本計画では掲げております。

その一環として、女性特有の乳がん、子宮頸がんの検診率を上げるため、昨年度、第一次補正予算に計上され、一定の年齢の方を対象にがん検診無料クーポンの配布が実現し、検診率の向上に向けて大きく動き出しました。私たちも街頭に出て、クーポン券は届きましたか、検診を受けましょうと地域の皆さんに呼びかけてまいりました。

このようにして始まったがん検診の無料クーポン事業、遠軽町の場合、子宮頸がん検診の対象者は20歳から40歳まで5歳刻みの566人、乳がん検診は40歳から60歳まで、同じく5歳刻みの758人、昨年10月1日より半年間の3月末時点では、子宮頸がん検診率は18.7%、乳がん検診率19.8%という実態でした。また、受診を受けなかった皆さんの利用を伺ってみますと、忙しくて時間がない、面倒、健康で必要ないなどでした。

確かにがんは侮れない病気ですが、現在では早期に発見すれば治らない病気ではなくなってきています。しかも、子宮頸がんは予防できるがんであり、その対策が全国各地で大きく前進しております。

昨年10月に厚生労働省が予防ワクチンを承認し、12月には発売がスタートいたしました。ことしになり、全国各地で子宮頸がん予防ワクチンの接種が始まったというニュースも相次ぎました。ワクチン助成と検診のセットで、子宮頸がんの発症自体をゼロに近づける取り組みが全国で加速しております。

以上のことから、我が町遠軽町のさらなるがん対策の取り組みについて、何点かお尋ねいたします。

1点目に、昨年度からのがん検診無料クーポン事業取り組みの成果についてお尋ねいた

《平成22年6月22日》

します。

2点目に、受診率50%を目指した平成22年度の無料クーポン事業の取り組みについてお尋ねいたします。

3点目に、無料クーポン事業だけでなく、肺がん、胃がん、乳がん、大腸がん、子宮がん、前立腺がんなどの検診率の向上に向けた取り組みについてお尋ねいたします。

4点目に、公明党遠軽支部女性局が去る3月17日、子宮頸がん予防ワクチンの公費助成を求める1,608人分署名を佐々木町長に提出いたしました。20から30代の女性がかかるがんの中で最も発症率が高いと言われる子宮頸がんは、ヒトパピローマウイルスと呼ばれるウイルス感染が主な原因であることが解明されており、しかも、がんになる前の状態を検診で見つけることができます。つまり、ウイルスに効くワクチン接種と検診の定期的な受診によって、発症を防ぐことが可能な予防できるがんであります。感染の可能性が低い10代前半のワクチン接種が特に有効とされておりますことから、遠軽町においての公費助成の取り組みについてお尋ねいたします。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

阿部議員の御質問にお答えしてまいりたいと思います。

がん検診率の向上とワクチンの助成についてでございます。

まず最初に、がん検診無料クーポン券に関して、阿部議員さんにも街頭に出て、クーポン券が届きましたかとか、検診を受けましょうというような御協力もいただいておりますということでございます。お礼を申し上げたいと思います。

さて、1点目のがん検診無料クーポン券事業の成果ということでございますけれども、21年度途中からの実施となりました女性特有のがん検診推進事業ですが、当町では9月から無料クーポン券を発送して実施しました。当初より、診療機関の受け入れ人数や日数等の制限があり、受診希望者全員に受診機会を得ることができませんでした。結果としまして、今まで一度も検診を受けたことがない人が受診をしたことなどもあり、子宮がん、乳がんともに前年比の約1.4倍の受診率となっております。ただ、全体の受診率は、子宮がんは全国より低く、乳がんもやや上回る程度であることから、さらに受診率の向上を目指しての工夫が必要であると考えております。

次に、2点目の22年度の無料クーポン事業の取り組みについてでございます。検診に係る費用が、昨年全額国の補助から今年度は国の助成が半額となり、委託をしていた医療機関が大幅に検診料金の値上げをされましたが、町としましては本議会で議決をいただいた補正予算により、6月末ごろには無料クーポン券を対象者に送付し実施する予定にしております。また、昨年に比べ、クーポンの配布時期が集団検診の前に送付できることや、医療機関等での受診日数や人数をふやすなど、受診率の向上を目指して対応してまいります。

《平成22年6月22日》

3点目の、その他の検診の受診率向上に向けた取り組みについては、国は受診率50%を掲げながら、平成10年には一般財源化され、町村における検診費用の持ち出しは決して少なくない状況にあります。子宮がん、乳がん検診につきましては、検診の自己負担額を500円ずつ値下げして、子宮がんは1,000円、乳がんは1,500円で受診できるように改善しました。また、旭川がんセンターへのバスの日程をふやす、お買い物ツアーを含んだ女性対象の検診を行うなど、受診率の向上に向けて工夫をしているところであります。

肺がん検診につきましては、受診率を上げることはもちろんですが、喫煙者等のリスクの高い方をターゲットにしたヘリカルCT検査の実施と助成を平成19年から実施してございます。

前立腺がん検診は、まだ実施していない町村も多い中、一昨年より自己負担額をさらに減額して、受診しやすいような制度にしております。

がん検診全般につきましては、特定検診が開始された平成20年から全国的にがん検診の受診率が減少傾向にあります。当町では、従来どおり特定検診と同時に実施するとともに、待ち時間を少なくするため、受付時間を細かくするなどの改善を行っております。

4点目の子宮頸がんワクチンの公費助成でございます。

奥田議員の御質問と同じお答えとなりますが、近隣の医療機関ではまだ接種が行われておりません。助成に向けて検討していく必要はあると考えておりますが、当面は早期発見をするための定期的な子宮がん検診の受診勧奨を推進していきたいと考えております。

また、今年度から検診料金を500円ずつ値下げし、子宮は1,000円で頸がんとエコー検査が受けられるようになっており、検診の機会も昨年よりふやして対応する予定にしております。

ワクチン助成に当たりましては、今後さらに医療機関、国の公費負担の検討状況等の情報収集に当たるとともに、今後も町としての助成の効果等について検討を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 阿部議員。

○14番（阿部君枝君） 今、回答をいただきました1番、2番、3番に関しては、本当に努力されていることがよくわかりました。4点目のウイルスに効くワクチン接種を今後どのようにということでお尋ねしたのですけれども、今、検診の内容というのは、どういう検診をされているのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 深澤保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（深澤万喜子君） 子宮がんは、子宮頸がんの検査です。子宮の頸部をこすって、その組織をとって、がん化していないかどうかをする検査と、エコー検査は、エコーの細い管の機械があるのですけれども、それで子宮の形とか卵巣の形、そういうのを見る検査がセットになっています。

《平成22年6月22日》

乳がん検診につきましては、マンモグラフィ検査と言いまして、胸を挟むような形でレントゲンをかけて、がんがないかどうかをする検査。その後、その画像を見ながら、医師が指触診を行っているという検査です。この二つです。

○議長（前田篤秀君） 阿部議員。

○14番（阿部君枝君） そうしますと、これは細胞診ということでしょうか。この細胞診は、がんを発見することでは非常に感度が高くて、がんになる前の状態を発見するには十分ではないという情報があるのですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 深澤保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（深澤万喜子君） 先ほど、がん検診の種類、もう一つあったのですが、子宮体部がん検診というのがありまして、医師が診察した結果と、あと問診の結果によって、子宮体部といって子宮の奥のところの検査もあわせて実施しております。

検査ですけれども、子宮頸部の組織をとった場合にいろいろクラスがありまして、前がん状態からがんがずっと進んできた、かなり進行した状況までがんの分類をされて返ってきます。前がん状態の人であれば、1カ月ごとですよとか、半年ごとですよということで、定期的に病院にかかっていたり、もしくは検診を受けていただくというような方式にしています。通常は2年に1回ですけれども、そういう組織の状況によってはお医者さんで毎年診てもらいなさいとか、何カ月に1回診てもらいなさいということで、経過を診てもらっているということで、よろしいでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 阿部議員。

○14番（阿部君枝君） 子宮頸がんについてなのですけれども、今、体がんのことも話をさせていただきました。細胞診は先ほど言ったように、HBV検査というのがあるのですが、この辺は細胞診と同じ検査材料を使うため、負担がふえることがなくて費用が安いという、こういうハイリスクなウイルスを発見することができる検査があるのですが、その辺は町としては考えておりますでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 暫時休憩します。

午前11時44分 休憩

---

午前11時45分 再開

○議長（前田篤秀君） 再開します。

深澤保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（深澤万喜子君） 毎年検査を受けていただいておりますら、前がん状態というような子宮の頸部がん検診、通常の検診でも毎年受けていただきましたら、病変の変化というのはわかります。なので、今、阿部議員さんが言われたのは私もよく把握しておりませんが、通常は2年に1回検査を受けておられれば、前がん状態というのは発見できるというふうに把握しております。

○議長（前田篤秀君） 阿部議員。

○14番（阿部君枝君） 先ほども言いましたように、細胞診ですと大体70から80%という、それと、細胞のとり方によって見逃すことが多いという状況なのです。

なぜあれかといいますと、細胞診とHBV検査を併用することで見落としが1,000分の1以下に抑えることができるという検診があるのを情報で得ましたので、両方、細胞診とHBV検査の両方が陰性であれば、検診の間隔を今は2年間隔ですよ。それを3年に延ばすことができるということなのです。そうしますと、経費を30%抑えていくことができますので、これから長くこの検診というのは生涯ずっとやっていくのですけれども、そういうことも今後考えていただけないものかということです。

○議長（前田篤秀君） 深澤保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（深澤万喜子君） HBV検査につきましては、どれぐらいのものかというのも十分把握していない部分もありますので、検討してみたいと、どんなものかというのを内容を見てみたいというふうに考えております。

○議長（前田篤秀君） 阿部議員。

○14番（阿部君枝君） その件はわかりました。私のほうにも情報がありますので、提供させていただきます。

先ほど町長のほうから、公費負担ということでは、やらないとは言わないけれど今後に対しては検討していきたいと。ただ、公費負担がされない、貧富の差によって、将来、子宮頸がんになる女の子が出てくるということもあります。それと、先日、3歳の子供さんがいる若いお母さんが4人目を身ごもったのですけれども、妊婦健診で発症がわかって、ですけれども、それはもちろん本人が検診を今までやっていなかったのだと思うのですけれども、せっかくできた赤ちゃんをあきらめなければいけなかった状況を考えますと、先ほどの話の中にも出たように、あなどれない病気でもありますし、世界的にも考えたら、ほとんどの国で承認されたと同時に、国内でも多くのところが公費助成をされている状況です。

先日は、湧別町に御夫婦で働いているお母さんが、自分の娘は6年生だと。湧別町では助成になるのだけれども、遠軽町にいる私としては、親として、遠軽はどうなのでしょうかと、こんなふうに聞かれまして返答に困りまして、早速質問させていただきますということになったのですけれども、とにかく女性が元気でないと町も元気ではないと思うのです。この辺どんなふうに町長お考えでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 所得の差によって検診が受けれるとか受けられないというのは、一般論としては阿部議員さんのおっしゃることもわかりますけれども、それを言うとするすべてのことに対して、検診もすべてのものを助成しているわけではございませんし、そういったこともございます。ですから、そういったものも含めて、私はこれから検討してまいるといふふうに申し上げたところでございます。

ただ、先ほど奥田議員さんのときにも御答弁申し上げましたけれども、ほかのがんとか

ほかの検診の問題もあるわけですよ。そのところも十分に考えていかなければならないと思うのです。これもさっき言いましたけれども、お隣の町はお隣の町がありますし、諸外国は諸外国あると思います。では、私の町でほかの町でやっていないことでいいことをやっていることもありますし、そういったことも含めて、やるとすればさっき申しましたけれども、全額助成を仮定で計算すると相当なお金も要りますし、こういったことはこれから時間をいただいて検討させていただきたいというふうに思っております。

さっきの湧別町の4年生のお話については、今と同じ答弁でございますけれども、女性の方が元気な町は、それは私もいいと思います。少し男も元気になってもらわないと思いますし、検診についても、男性の検診もいろいろございますので、どこまで助成というものを考えていかなければいけないかというのは、これはワクチンだけではなくてほかのことでも十分に全体を見ながらやっていかなければいけないというふうに思っていますので、御理解願います。

○議長（前田篤秀君） 阿部議員。

○14番（阿部君枝君） 確かにすぐというのは、先ほどの数字からいくと843万ですか。ただ、6年生と3年生をやろうと思うと、この金額になるのですけれども、例えば6年生だけをやっていこうと思えば、500万ぐらいでできにくい検診だなというのはあるのです。なぜ6年生かというと、セクシャルデビューをする前の12歳前後の予防接種をすれば、子宮頸がんになることをかなり予防できるということなのです。それから考えれば、6年生から3年生ではなくて、6年生、小学生ぐらいのところから考えることはいかなるものでしょうか、町長にお聞きします。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 検討する中で、いつから接種したほうがいいのかというようなことも含めて、それは当然考えていかなければいけないと思うのです。教育的なことも十分考えていかなければいけないと思うのです。公費を入れてやる場合には、だから、ほかの町はどういう考えでやったのかわかりませんが、ある面では法律もあるわけですし、そういったところで教育的な面もいろいろ考えた中で、やるとすれば何歳からとかというのは考えていかなければならないというふうに思っております。

○議長（前田篤秀君） 阿部議員。

○14番（阿部君枝君） その辺のところもよくわかるのですけれども、ただ、このがんの予防ワクチンを打つと、約20年近く効力がある。もちろん、これと検診をやっていかなければいけないのですけれども、先ほど言いました、20歳前後の方に接種することによって予防がかなりゼロに近い可能性が高いということがはっきりしていますよね。ですから、どこかでと言っていると時はどんどん流れていきますので、きっとここにいらっしゃる皆さんは、そうだよなと思っていると思うのです。これはやるべき予防ワクチンだろうなと思っていると、私、勝手に思っているのでしょうか。でも、本当に必要な予防接種だと思います。

この町に本当に住んでよかったと、5年先、10年先に言っていただけるような予防検診だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 暫時休憩します。

午前11時54分 休憩

---

午前11時56分 再開

○議長（前田篤秀君） 再開します。

阿部議員。

○14番（阿部君枝君） 町長には、確かに国の動向とは別に町独自でやっていただきたい。それと、限られた財源だからこそ、予防ワクチンは本当に後でよかったと言っていただけるワクチンだと思いますので、町長の決断というか決意というか、引き出そうというよりも言っていただければ。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） そういった決断をするためにも、これからいろいろ情報収集などをいたしまして、検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（前田篤秀君） 以上で、阿部議員の質問を終わります。

昼食のため、1時まで暫時休憩します。

午前11時57分 休憩

---

午後 0時59分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど、阿部議員の質問通告書と質問において、ウイルスとワクチンとの違いがありましたので、議長において訂正します。

それでは、通告4番、岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） ー登壇ー

質問に入る前に、通告書の削除と訂正をお願いしたいと思いますが、2ページ目の一番上、21年度実績で札幌市や旭川市をと書いていますが、この「札幌市や」というところを削除していただきたい。それから、その後の24の市町村、これを「22」に訂正していただきたい。それから、そこから6行目の道内24市町村というところも「22」というふうに、私の資料の読み違いでありました。よろしく願います。

それでは、通告書に従って、私は住宅リフォーム助成制度について質問させていただきます。

長引く景気低迷で、遠軽町の住宅建築の確認申請は昨年度で61件と、最高時の6分の1にまで落ち込んでいます。町内の建設業者や中小業者の経営や、そこで働く人たちの暮らしを直撃しております。一方で、新築住宅が多かったころから二、三十年が経過し、窓や断熱、屋根などの修繕、さらには家族の高齢化に備えて、バリアフリー化などの必要性

《平成22年6月22日》

を考えてはいるけれども、なかなか踏み出せないという方は多いのではないかと思います。

遠軽町では、平成16年から18年まで、住宅リフォーム支援制度が実施されました。しかし、この支援は利子補給で希望者が少なく、予定より早く中止したと聞きます。

道建築指導課のとし4月現在の資料によりますと、道内では平成21年度実績で、旭川市を初め22の市町村でリフォーム助成制度が実施されています。管内では、北見市で今年度から実施が決まりました。助成の内容は、100万円を超える事業に対し20万円を補助するというものです。今年度の道内22市町村の助成も、10万円から100万円の補助金、または奨励金として助成されております。これらの補助額と工事費総額との関連を見ると、補助額に対して10倍から25倍の経済効果が生み出されております。町を元気づける一つの方策として、このリフォーム助成は意義のある制度になるものと考えます。町長の見解を伺います。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

岩澤議員の住宅リフォーム助成制度についての御質問にお答えをいたします。

長引く景気低迷や公共工事の削減により、建設業者や取引関連にある事業者、また、そこで働く方々が御苦労されていることは承知しているところでありまして、本町においても同様であると思っております。

本町の建築確認申請は、議員の御質問にありますとおり、昨年度は61件でありまして、ピーク時に比べますとおおむね6分の1となっております。建築確認申請が最も多かった昭和49年以降、新築された住宅も建設から数十年の時が経過し、現在、住宅の老朽化に伴う住宅改修の時期が来ているものと推察いたしております。

住宅リフォーム支援につきましては、過去に遠軽町で住宅関連産業の振興と雇用の安定を図るため、平成16年度から平成18年度までの3年間、期限つきで住宅リフォーム支援制度を実施してきております。制度の内容は、住宅リフォームのために金融機関から融資を受けた額に対する利子のうち、10年以内の利子の2%以内を利子補給するものでありまして、利子補給の対象限度額は500万円でありました。制度の利用実績でございますが、3年間で4件のみの利用にとどまったところであります。

そこで、町を元気づける方策として、住宅のリフォームに対し助成を行ってはどうかとの御質問でございますが、住宅リフォームに関する助成の状況は、当オホーツク振興局管内では北見市と佐呂間町が市内もしくは町内の産業振興及び雇用の安定を図るため、助成制度を設け住宅改修の際に助成を行っております。御承知のとおり、建築確認申請が減少してきている今日、住宅のリフォームが行われ、住宅に関連する産業が活性化することにより、トータル的に地域経済に与える影響も大きく、さらには雇用の安定につながるものと認識しているところでありますが、助成を制度化することとなりますと、多額の財源が伴いますことと、他の制度との関連も出てくることから、今後の検討課題としてまいりた

《平成22年6月22日》

いと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） 再質問をさせていただきますけれども、先ほど私が言った16年度から18年度までのリフォーム支援制度、予定より早く中止したと発言しましたけれども、私の聞き違いだったのでしょうか、大変失礼しました。ただ、3年間で利用数が4件ということは、実施された担当のほうとしては、この件数は予想より多かったのでしょうか、少なかったのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 大河原商工観光課長。

○商工観光課長（大河原忠宏君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

予想より多かったのか、少なかったのかということでございますが、予想より少なかったと実績で出てきております。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） その少なかった理由というのは、どのように考えておられたのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 大河原商工観光課長。

○商工観光課長（大河原忠宏君） お答えをいたします。

推察しますに、平成16年度から経済状況が悪化してきて、住宅のリフォームに対する投資意欲がなかったのではないかと推察いたします。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） そういうこともあるでしょうが、全国的な状況についてお話ししながら質問したいと思います。全国の商工新聞によると、全国的にはこのリフォーム助成制度、30都道府県154自治体に広がっているそうです。県の段階では初めてなのだそうです。秋田県では住宅リフォーム緊急支援事業として今年度実施されています。そのチラシには、住宅投資による県内経済の活性化を図るとともに、既存住宅の耐久性・耐震性の向上、省エネ・省CO<sub>2</sub>対策など住宅の増改築、リフォームによって、県民が安全・安心で快適な生活が営めるよう、居住環境の質の向上を支援しますというふうになって、工事費の10%、最大20万円を補助しますという内容です。

さらに、岩手県の宮古市では、ここは世帯数が2万4,000ということで、遠軽町の2.3倍ぐらいの町ですが、この4月からスタートしました。当初500件の予定に対して、わずか2週間で431件の申請が出されて、急遽500件を追加したと。さらに、この6月の議会では1,500件を追加するというような報道がなされています。工務店、塗装屋さん、ガラス屋さん、畳屋さんなどの仕事がふえて、みんなが元気になったというふうに報道されています。

遠軽町では、新築住宅は今話にあったように極端に減って、業者の皆さんはリフォームの営業に必死だという話を伺いました。ここで、行政として助成の手を差し伸べること

は、決して無駄なお金を使うことではなくて、今後ますます高齢化が進む町にとっても、安心・安全な住環境をつくって元気を生み出すお金になるはずだというふうに私は思います。

リフォーム助成は明らかに経済効果があると、秋田県の段階でも言っていますし、その他の実施している市町村でもうたっています。お金が回ることが、今、必要なのであって、町民にとっても、それから町内の業者にとっても非常に効果的なものだというふうに考えますけれども、こういう事業を行うことによって、この遠軽町でも一定の経済効果があるということは考えられると思いますが、どうでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 景気対策という観点から考えると、やはり公共投資、財政出動による公共事業、それが最終的には個人消費に結びついていかなければいけないわけです。その過程の中で、住宅というのは非常に大きなウエートを占めている。これは、今、岩澤議員おっしゃったとおり、同じ建設工事でも住宅というのはすそ野が広いものがございます。そういった形で、住宅建築の増減というのは非常に経済のバロメーターの一つであるというのは、これは御承知のとおりだと思いますが、そういったところで、当然こういったものを回す施策というのは、一定の効果があることは期待されるわけです。

ただ、ただでやるということではございませんので、今おっしゃっているのは、そこに財源が必要なわけです。それが制度として成り立っていくときには、先ほども申しましたけれども、例えば他の制度というのもございます。今、福祉関係のリフォームもございます。そして、どの程度の財源を投下したら効果があるのか、そして、また、どの程度の財源を仮に実施するとすれば、私たちの町の体力ではあるのかというようなことを、これはじっくり練っていかなければいけないと考えております。そういったことで、これから検討をしてみますというふうに御答弁を申し上げたとおりでございますので、御理解をお願いいたします。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） 財源の問題、確かにありますよね。道内で行われている改修補助実績調べというのが、先ほど言った建築指導課の資料としてあるのですが、例えば、昨年度で言うと、歌志内市では補助額、予算として40万円です。ここでは補助が定額100万円です。4件行われているのですが、40万という予算で組んでいました。今年度は100万という予算です。そんな大きな額ではなくても、これを実施することによって動き出すということが考えられるのではないかなと思うのですが、財源の問題、昨年の道議会で、共産党の花岡議員の、全国ではリフォーム事業の経済効果も高いという数値が明らかになっている。リフォーム事業は、道内の不況の底上げを図るために有効だと、道として支援策を考えるべきではないかという質問に対して、道の山田博人住宅局長は、リフォーム事業に助成する市町村に対し補助する国の地域住宅交付金制度の積極的な活用を促していくと述べていて、さらに、消費者が安心してリフォームを行えるよう、3

月から道独自にリフォーム事業者の登録制度を創設し、情報提供を開始したと答えているのですが、この国の交付金制度と道の登録制度の情報は確認していると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 山本建設課参事。

○建設課参事（山本善宏君） ただいまの住宅交付金の関係でございますけれども、改修工事に適用できるかということで、これについてはまず適用できるというふうに考えております。

ただ、情報としては、実は平成18年に住生活基本計画というのが策定されておまして、それに基づいて長寿命化対策を講じなさいという国の方針が出ております。また、平成21年、去年から交付金を交付できる範囲が広められまして、国の施策にのっとり改修、公営住宅も従前同じでございます、修繕関係、改修については単独事業でございました。これが、いわゆる交付金事業で実施できるように、昨年から変わっております。

また、これを受けまして、きのう届いた文書でございますけれども、国交省のほうで戦略会議というのを設けておまして、その中でもリフォームが大項目で乗かってきております。ただ、誤解のないようにしていただきたいのは、あくまでも交付金補助事業というのは国策にのっとり行う事業に対して交付されるものですので、国が目標としております長寿命化ですとか省エネ、もしくは高齢化対策、これらにのりつたものがあくまでも改修の場合でも対象になるという事業になっております。

また、あわせて、交付金を使う際には計画性があることが条件になっております。つまり、当町では、住宅マスタープラン、この中で位置づけられている必要がございます。今、住生活基本計画及び長寿命化計画というものがございますけれども、そういったものも準備はしておりますけれども、これらの中で計画性をうたい込み、交付金を活用していくという方法はあるというふうに考えております。

住宅リフォーム支援者名簿というのが実は発行されております。たまたま手元に21年度版を有しておりますけれども、残念ながら遠軽町の業者は登録してございません。これは、あくまでも事業者の任意での申請に基づいて登録されるという内容になってございます。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） これからの話なので、確かに手続上難しいことがあるかもしれないけれども、今、答弁されたように、これからの計画の中で盛り込んで、ぜひやっていただければなというふうに思うのですが、先ほどの宮古市では申請書も業者が簡単に代行できるように工夫しているということなのですよ。そういう他で実施されているところも研究しながら、ぜひやっていただきたい。

この宮古市では、何よりも建設組合長さんがすごい反響で、歩けば仕事が生まれると、行政が仕事の後押しをしている官民一体のすばらしい制度だと、こういうふうに言っているというのです。仕事がふえてみんなが元気になる制度、ずっと続けてほしいという声も

あるということで、北海道では今年度、国の地域住宅交付金を使って、札幌市が1,500万、砂川市が498万4,000円、下川町は1,900万、滝川市は前年度の9倍の3,200万の予算を組んでこの事業を計画しております。それぞれの自治体の状況はあるのですが、経済効果は平均しておよそ10倍にも15倍にもなると言われています。ですから、これらを活用しない手はないと思いますので、いろいろな情報を集めて、遠軽町を元気にする制度をできるだけ早く実施するべく努力をしていただきたいと思います、再度、町長の決意のほどをお願いします。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） この2カ年度間でしょうか、国から景気をかんがみて補正予算が組まれて、遠軽町に約13億ぐらいのお金が来まして、そういったものを景気対策の観点から、小さい仕事をいろいろ出したり、そういう工夫をしながら町の経済を回してきたところであります。

そういったところで、今現在は建設業者さんも、そこそこ巨額のお金 came たものですから、何とか町の経済は回っているのだろうというふうに認識してございます。そういったことを考えて、これから岩澤議員がおっしゃったようなことをやれば、プラスになるのは、これは当たり前でございまして、ただ、問題は、先ほど来申し上げますけれども、ほかの制度もあるわけです。それと整合性がとれるようにしなければいけない。そしてもう一つは、お金をどの程度、どういった形で入れていくと効果があって、そして、なおかつ町の財政を持続的に回せるかということを検討しなければいけないわけです。それはすぐに今の段階で私ども、そこまでまだ持っていないものですから、今後に向けての検討課題とさせていただきますというふうに申し上げているわけでございますので、効果は十分あるというふうに認識しております。もう少し時間をいただいて、検討させていただきたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） 私も、今すぐこれをやれということを行っているわけではないです。それと、業者さん、今言われた補正で組まれたので、ここ一、二年、業者さんも冬場も仕事があって非常に助かったということは実際に言っているのです。ただ、これが過ぎれば、この交付金が今年度も来年度もずっと続くという状況ではないように思うものですから、遠軽町内の業者さんも疲弊してしまわないうちに、ぜひ次の手を打ったらどうかということで提案申し上げているのです。

以上で終わります。

○議長（前田篤秀君） 以上で、岩澤議員の質問を終わります。

1時35分まで暫時休憩します。

午後 1時22分 休憩

---

午後 1時36分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

#### ◎日程追加の議決

○議長（前田篤秀君） お諮りいたします。

お手元に配付いたしました議事日程追加表のとおり、議案が提出されております。これを日程に追加し、議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、議事日程追加表のとおり日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

---

#### ◎日程第 3 5 議案第 1 9 号

○議長（前田篤秀君） 日程第 3 5 議案第 1 9 号工事請負契約の締結について（平成 22・23 年度北 2 丁目団地公営住宅新築工事（2 号棟）（建築主体））を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

岩山情報管財課長。

○情報管財課長（岩山靖彦君） 議案第 1 9 号工事請負契約の締結について御説明いたします。

遠軽町議会の議会に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により、工事請負契約を締結したく議会の議決を求めるものであります。

1、契約の目的は、平成 22・23 年度北 2 丁目団地公営住宅新築工事（2 号棟）（建築主体）であります。

2、契約の方法は指名競争入札でありまして、3、契約金額は 3 億 5,679 万円であります。

4、契約の相手方は、渡辺・山口・丸尾特定建設工事共同企業体、代表者、紋別郡湧別町中湧別南町 9 2 9 番地の 1、株式会社渡辺組、代表取締役渡辺正利。構成員、紋別郡遠軽町 1 条通南 2 丁目 3 番地 6、株式会社山口産商、代表取締役山口正英。構成員、紋別郡遠軽町南町 3 丁目 4 番地 3 9、株式会社丸尾建設、代表取締役丸尾国弘であります。

この工事につきましては、6 月 1 6 日、株式会社管野組ほか 4 社により指名競争入札を行い、渡辺・山口・丸尾特定建設工事共同企業体が 3 億 5,679 万円で落札をしております。この入札の執行状況につきましては、さきに配付しております建設工事等発注状況の一覧表、2 枚目の裏に当たります 4 5 番に記載しておりますので、御参照を願います。

なお、渡辺・山口・丸尾特定建設工事共同企業体とは、同日、仮契約を締結しております。

工期につきましては、議決後、工事請負契約を締結し、着工の上、平成 23 年 1 0 月 3

《平成 22 年 6 月 2 2 日》

1日の完成を予定しているところであります。

以上で、議案の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第19号工事請負契約の締結について（平成22・23年度北2丁目団地公営住宅新築工事（2号棟）（建築主体））を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第36 議案第20号

○議長（前田篤秀君） 日程第36 議案第20号工事請負契約の締結について（平成22・23年度北2丁目団地公営住宅新築工事（2号棟）（設備））を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

岩山情報管財課長。

○情報管財課長（岩山靖彦君） 議案第20号工事請負契約の締結について御説明いたします。

遠軽町議会の議会に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約の締結をたく議会の議決を求めるものであります。

1、契約の目的は、平成22・23年度北2丁目団地公営住宅新築工事（2号棟）（設備）であります。

2、契約の方法は指名競争入札でありまして、3、契約金額は5,460万円であります。

契約の相手方は、小泉・栄管経常建設共同企業体、代表者、北見市豊地69番地7、株式会社小泉建設工業、代表取締役小泉勝裕、構成員、紋別郡遠軽町南町4丁目1番地5、栄管工業有限会社、代表取締役以西善一であります。

この工事につきましては、6月16日、天内工業株式会社ほか5社により指名競争入札を行い、小泉・栄管経常建設共同企業体が5,460万円で落札しております。

この入札の執行状況につきましては、さきに配付しております建設工事等発注状況の一覧表の2枚目の裏側になります46番に記載しておりますので、御参照願います。

なお、小泉・栄管経常建設共同企業体とは、同日、仮契約を締結しております。工期につきましては、議決後、工事請負契約を締結し、着工の上、平成23年10月31日の完成を予定しているところでございます。

《平成22年6月22日》

以上で、議案の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

荒井議員。

○13番（荒井範明君） 質問ではありませんが、確認させてください。

この工事に係る、先ほどは建築でしたけれども、今度は設備ですけれども、電気工事は入っていませんか。それとも、電気は建築の中に入れたのでしょうか。お願いします。

○議長（前田篤秀君） 岩山情報管財課長。

○情報管財課長（岩山靖彦君） 発注の形態としては、電気工事というものは発注されております。発注状況の47番目に電気工事ということは記載されておりますので、御参照願いたいと思います。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第20号工事請負契約の締結について（平成22・23年度北2丁目団地公営住宅新築工事（2号棟）（設備））を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第37 議案第21号

○議長（前田篤秀君） 日程第37 議案第21号工事請負契約の締結について（平成22年度遠軽町埋蔵文化財センター改修工事（建築主体））を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

岩山情報管財課長。

○情報管財課長（岩山靖彦君） 議案第21号工事請負契約の締結について御説明いたします。

遠軽町議会の議会に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結したく議会の議決を求めるものであります。

1、契約の目的は、平成22年度遠軽町埋蔵文化財センター改修工事（建築主体）であります。

2、契約の方法は、指名競争入札でありまして、3、契約金額は1億4,078万4,000円であります。

4、契約の相手方は、紋別郡遠軽町白滝149番地1、大同産業開発株式会社、代表取締役今野政男であります。

《平成22年6月22日》

この工事につきましては、6月16日、株式会社管野組ほか5社により指名競争入札を行い、大同産業開発株式会社が1億4,078万4,000円で落札しております。

この入札の執行状況につきましては、さきに配付しております建設工事等発注状況の一覧表2枚目の裏側になります48番目に記載しておりますので、御参照願います。

なお、大同産業開発株式会社とは、同日、仮契約を締結しております。工期につきましては、議決後、工事請負契約を締結し、着工の上、平成23年2月28日の完成を予定しているところでございます。

以上で、議案の説明を終わらせていただきます。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第21号工事請負契約の締結について（平成22年度遠軽町埋蔵文化財センター改修工事（建築主体））を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第38 議案第22号

○議長（前田篤秀君） 日程第38 議案第22号財産の取得について（平成22年度遠軽町公営バス購入）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

岩山情報管財課長。

○情報管財課長（岩山靖彦君） 議案第22号財産の取得について御説明いたします。

遠軽町議会の議会に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、次のとおり財産の取得を行いたく議会の議決を求めるものであります。

1、取得の目的は、平成22年度遠軽町公営バス購入であります。

2、取得する財産は、公営バス1台であります。

3、取得方法は、指名競争入札であります。

4、取得価格は1,438万5,000円であります。

5、取得相手方は、紋別郡遠軽町大通南1丁目10番地3、共栄自動車工業株式会社、代表取締役乾禧實であります。

この財産の取得につきましては、乗車定員29人乗りの小型バスでありまして、6月16日、共栄自動車工業株式会社、有限会社国枝モータース、合資会社吾妻モータース、株式会社佐渡自動車整備工場、有限会社遠藤モータースの5社により指名競争入札を行い、

《平成22年6月22日》

共栄自動車工業株式会社が1,438万5,000円で落札しております。

納期につきましては、平成22年9月30日を予定しているところでございます。

なお、共栄自動車工業株式会社とは、同日、仮契約を締結しております。

以上で、議案の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第22号財産の取得について（平成22年度遠軽町公営バス購入）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第39 議案第23号

○議長（前田篤秀君） 日程第39 議案第23号財産の取得について（平成22年度除雪ドーザ（ロータリ装置付）購入）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

岩山情報管財課長。

○情報管財課長（岩山靖彦君） 議案第23号財産の取得について御説明いたします。

遠軽町議会の議会に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、次のとおり財産の取得を行いたく議会の議決を求めるものであります。

1、取得の目的は、平成22年度除雪ドーザ（ロータリ装置付）購入であります。

2、取得する財産は、除雪ドーザ（ロータリ装置付）1台であります。

3、取得方法は、指名競争入札であります。

4、取得価格は、2,604万円であります。

5、取得相手方は、北広島市大曲中央1丁目2番地2、北海道川重建機株式会社、代表取締役大滝幹夫であります。

この財産の取得につきましては、13トン級の除雪ドーザ、ロータリ装置付のものでありまして、6月16日、共栄自動車工業株式会社、株式会社佐渡自動車整備工場、北海道川重建機株式会社、小松建機販売株式会社、キャタピラー北海道株式会社の5社により指名競争入札を行い、北海道川重建機株式会社が2,604万円で落札したものであります。

納期につきましては、平成22年10月29日を予定しているところであります。

なお、北海道川重建機株式会社とは、同日、仮契約を締結しております。

《平成22年6月22日》

以上で、議案の説明を終わらせていただきます。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

杉本議員。

○10番（杉本信一君） 1点だけお聞かせください。

この入札に関しては、指名競争入札とありますけれども、全道の業者を対象とした中から指名競争入札という形になっているのですか。

○議長（前田篤秀君） 岩山情報管財課長。

○情報管財課長（岩山靖彦君） 遠軽町で平成21年、22年度で入札参加資格申請を受けております、その中の登録をされた業者の中から選定しているところでございます。

○議長（前田篤秀君） 杉本議員。

○10番（杉本信一君） その登録の業者が、今、読み上げられた5社ということなのでしょうけれども、過去に同僚議員からも、一般質問だったのでしょうか、地域に対する貢献度を勘案しながらの指名競争入札という形、札幌市では一部やられているはずですが、そういう形をとろうというような姿勢は、いまだやはり遠軽町においてはということなのでしょうか。

というのは、北広島市ですよね。機械、重機ということで、例えば故障ですとかそういうクレームが出たときですとか、そういった場合に対する対応も時間がかかるのだらうと思いますし、何より地域がこれだけ疲弊している中で、最低でも網走管内、できれば遠軽町内という形になることが、やはり遠軽町にとっても望ましいことなのではないのかなという気がするのですけれども、そういう方向性というのはこれからもまだ今のところはないということなのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 暫時休憩します。

午後 1時56分 休憩

---

午後 1時57分 再開

○議長（前田篤秀君） 再開いたします。

中川原建設課長。

○建設課長（中川原英明君） 今、修繕関係の御質問がありましたので、私のほうから御答弁させていただきます。

今回、受注しました川重関係は、本社は北広島市にありますが、営業所が北見にございますので、何かあればそちらで修理可能だと思いますし、少々の部品交換等々であれば遠軽の地元工場でも修理できるのは、今、現実的にやっておりますので、それは可能かと思っております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋義久君） 今の地域貢献度という関係でございますけれども、今回の物

品に関しましては、町内の指名の中に登録されている部分の中で指名選考をしたという部分は二社あります。それ以外については、今、課長のほうから申しました部分で指名したということでございます。

あと、貢献度につきましては、うちのほうも今後の検討課題ということで検討させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第23号財産の取得について（平成22年度除雪ドーザ（ロータリ装置付）購入）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第40 議案第7

○議長（前田篤秀君） 日程第40 平成22年第3回定例会において、総務文教常任委員会に付託されました議案第7号遠軽町過疎地域対策のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてを議題といたします。

付託いたしました総務文教委員から審査報告書が提出されておりますので、委員長のご報告を求めます。

高橋眞千子総務文教常任委員長。

○12番（高橋眞千子君） 平成22年第3回遠軽町議会定例会におきまして、総務文教常任委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告いたします。

議案第7号遠軽町過疎地域対策のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてを報告いたします。

本条例の制定につきましては、過疎地域自立促進特別措置法の期限延長に伴い、引き続き固定資産税の課税免除を行うため、必要な事項を定めるものです。

本委員会といたしましては、委員会審査を平成22年6月21日に行い、全会一致をもって原案のとおり可とすることに決定したものであります。

委員各位におかれましては、御賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（前田篤秀君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第7号遠軽町過疎地域対策のための固定資産税の課税免除に関する条例

の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可とするものです。

本案は、討論を省略し、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第41 議案第8号

○議長(前田篤秀君) 日程第41 平成22年第3回定例会において、総務文教常任委員会に付託されました議案第8号遠軽町行政改革推進委員会条例の制定についてを議題といたします。

付託いたしました総務文教常任委員会からの審査報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

高橋眞千子総務文教常任委員長。

○12番(高橋眞千子君) 平成22年第3回遠軽町議会定例会におきまして、総務文教常任委員会に付託されました議案について、審査結果を報告いたします。

議案第8号遠軽町行政改革推進委員会条例の制定についてを報告いたします。

本条例の制定につきましては、遠軽町行政改革大綱の策定、進捗状況、その他行政改革の推進に関することにつきまして、調査及び審議を行う附属機関を置くため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、必要な事項を定めるものです。

本委員会といたしましては、委員会審査を平成22年6月21日に行い、全会一致をもって原案のとおり可とすることに決定したものであります。

議員各位におかれましては、御賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(前田篤秀君) これより、委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第8号遠軽町行政改革推進委員会条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可とするものです。

本案は、討論を省略し、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第42 意見案第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第42 意見案第1号石炭じん肺患者とトンネルじん肺患者の救済制度創設等を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

山田議員。

○8番（山田和夫君） ー登壇ー

意見案第1号石炭じん肺患者とトンネルじん肺患者の救済制度創設等を求める意見書について、読み上げ皆様方の御賛同を賜りたくお願いを申し上げます。

石炭じん肺患者とトンネルじん肺患者の救済制度創設等を求める意見書について、読み上げて提案をさせていただきます。

じん肺ということは、我が国最古にして今なお最大の職業病と言われております。1960年に国においてじん肺法が制定をされて以降、50年を経過した現在もなお、毎年新たに800名を超える元労働者が療養に専念しなければならないという最重症のじん肺に認定をされている現状でございます。

かつて、北海道内には多くの炭鉱が存在したこともございまして、今なお毎年100名前後のじん肺要療養患者が発生をしている現状にあります。現在、札幌地方裁判所におきまして、新・北海道じん肺第3陣訴訟が係争中ではありますが、その患者数は375名に及んでおります。

国は、今日まで、裁判手続の中で消滅時効を主張してまいりましたけれども、3月26日の判決におきまして、この国の主張を裁判所はのけて、国はこれを控訴を断念した経緯がございます。これにより、提訴をいたしました原告については、基本的に和解による解決が図られることになってまいります。

炭鉱におけるじん肺被害の発生につきましては、国の責任は2004年4月27日の筑豊じん肺訴訟最高裁判決で、動かしがたいものになってございます。また、トンネル建設工事におけますじん肺被害の発生につきましては、2007年6月17日に国が全国トンネルじん肺根絶訴訟原告団・弁護士とのトンネルじん肺防止対策に関する合意書に調印をしたことから、粉塵障害防止規則の改正や積算基準の改正などの対策が今日進められております。この合意書に基づき、トンネルじん肺根絶のための対策が、今後一層強められなければならないという現状でございます。

札幌地方裁判所など、全国12地裁で現在係争中のトンネルじん肺根絶第3陣訴訟におきましては、職歴の確定作業を行って、被告ゼネコンの負担割合を確定することが今後の動きの中心になってまいります。

じん肺を根絶すること、被害者に適正な賠償を行うことは、国と加害企業の義務であります。そして、もはや被害者に過大な負担を迫らせる裁判手続による救済ではなく、炭鉱やトンネル工事でじん肺に罹患したすべての被害者を等しく救済をする制度を創設すべき時期にきております。そして、今後も施工されるでありましょうトンネル建設工事におけるじん肺被害を防止するために、一元的な就労管理、健康管理を行うことも今後必要に

《平成22年6月22日》

なっておりまいます。

よって、国において、次の制度を創設するよう強く求めるものであります。

一つに、炭鉱において、じん肺に罹患した患者を等しく救済する国の制度を創設すること。

二つには、国は、2007年6月に調印したトンネルじん肺防止対策に関する合意書に基づき、トンネルじん肺根絶のための対策を速やかに実行すること。

三つといたしまして、トンネル建設工事におけますじん肺被害を防止するとともに、じん肺に罹患した患者への補償を行う基金制度を創設することを求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

提出先といたしましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、農林水産大臣、国土交通大臣であります。

議員各位の御賛同を心よりお願いを申し上げ、提案説明にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第1号石炭じん肺患者とトンネルじん肺患者の救済制度創設等を求める意見書を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

直ちに、意見書を国会並びに関係省庁に送付いたします。

---

#### ◎日程第43 意見案第2号

○議長（前田篤秀君） 日程第43 意見案第2号ワクチン接種に関する意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

阿部議員。

○14番（阿部君枝君） —登壇—

ワクチン接種に関する意見書について、読み上げて提案いたします。

我が国では毎年1,000人以上の5歳未満児が細菌性髄膜炎にかかっている。その原因の6割がインフルエンザ菌b型によるものであり、2割が肺炎球菌である。

細菌性髄膜炎の初期症状は、発熱、嘔吐、頭痛などであるが、小児科医でも一般的な風邪と見分けにくく、早期診断は困難であり、非常に予後の悪い疾患である。迅速な治療が施されても、ヒブの場合で3から5%、肺炎球菌の場合では10から15%の患者が死亡

し、生存した場合でも10から20%に脳と神経に重大な損傷が生じ、水頭症、難聴、脳性まひ、精神遅滞等の後遺症を引き起こしている。

細菌性髄膜炎は、ワクチン接種で予防することが可能である。WHOは1998年にヒブワクチンの無料接種化を勧告し、現在133カ国で定期予防接種が行われている。その結果、発症率は100分の1にまで激減している。

我が国は、2008年12月に任意接種がようやく始まったが、4回のワクチン接種費用は約3万円以上に上るなど、長引く不況の中、若い世代の保護者にとっては負担が重く、接種の大きな障壁となっている。

また、子宮頸がんは、年間で約1万5,000人が発症し、3,500人が死亡している。しかし、他のがんと違い、その原因がヒトパピローマウイルスの感染であることが解明され、予防が可能な病気であり、若年層へのワクチン接種が有効とされている。

我が国は、2009年12月よりワクチンの任意接種が可能となったが、これも3回のワクチン接種費用は約5万円と多額を要する。現在、一部の市町村では、独自でワクチン接種費用の助成を行っているが、国においては、国民がいつでも安心してワクチンが受けられるよう、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記。

一つ、細菌性髄膜炎及び子宮頸がんを予防接種法の定期接種対象の一類疾病として、早期に位置づけること。

二つ、早期疾病に係るヒブワクチン及び7価肺炎球菌結合型ワクチン並びに2価HPV様粒子ワクチンの接種費用を国費負担とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月22日、北海道遠軽町議会。

提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣であります。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第2号ワクチン接種に関する意見書を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

直ちに、意見書を関係省庁に送付いたします。

---

#### ◎日程第44 意見案第3号

○議長（前田篤秀君） 日程第44 意見案第3号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率

《平成22年6月22日》

2分の1への復元、教職員定数改善、就学保障充実など2011年度国家予算編成における教育予算確保・拡充を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

高橋義詔議員。

○16番（高橋義詔君） ー登壇ー

意見案第3号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、教職員定数改善、就学保障充実など平成23年度国家予算編成における教育予算確保・拡充を求める意見書について、読み上げて提案をさせていただきます。

すべての国民に対して義務教育を保障することは、国の重要な責任であります。このことから、全国のどの地域においても、子供たちに一定水準の教育機会を保障するため、義務教育費国庫負担制度が設けられています。しかし、義務教育費国庫負担制度の負担割合が2分の1から3分の1に縮小されたことや地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、教材費や図書費、学校施設などを含めて教育条件の地域間格差が広がりつつあります。

また、就学援助受給者の増大にあらわれているように、低所得者層の拡大・固定化が進んでいる。自治体の財政力や保護者の家計の違いによって、子供たちが受ける教育に格差があってはならない。この間の国庫補助負担金の廃止により、準要保護児童生徒就学援助費補助金が一般財源化されたが、それに伴い、自治体財政が悪化している道内の市町村においては、認定基準や支給額の変更を余儀なくされている現状にもあります。

子供たちがどこに生まれ育ったとしても、等しく教育が受けられることが大切であります。とりわけ広大な地域に小規模校が点在し、離島など多くの僻地を有する北海道では、全国的水準との格差だけではなく、市町村間の格差が拡大することが危惧され、政府の主張する国の関与の見直しが地方の教育水準の低下をもたらしかねません。そのためにも、教育予算をしっかりと確保・充実させる必要があります。

家計における格差や自治体財政格差が教育格差となってあらわれてはいけません。教育の機会均等と水準の維持向上、教育予算拡充を求める声は、全道の教育関係者や保護者、そして地域の願いでもあります。

よって、次の事項を速やかに実施するよう強く要望するものであります。

一つに、義務教育費国庫負担制度を堅持し、国の負担率を2分の1に復元すること。また、交付金化や一般財源化を行わないこと。

二つに、保護者負担の軽減や就学保障の充実のため、国の責任で教育予算を拡充すること。

三つに、30人以下学級を早期に実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、内閣府特命担当大臣であります。

《平成22年6月22日》

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第3号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、教職員定数改善、就学保障充実など2011年度国家予算編成における教育予算確保・拡充を求める意見書を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

直ちに、意見書を国会並びに関係省庁に送付いたします。

---

#### ◎日程第45 意見案第4号

○議長（前田篤秀君） 日程第45 意見案第4号地方財政の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

今村議員。

○2番（今村則康君） 一登壇一

意見案第4号地方財政の充実・強化を求める意見書について、読み上げて提案をさせていただきます。

世界同時不況に端を発した経済状況は深刻の度を増しており、地域の雇用確保、社会保障の充実など、地域のセーフティネットとしての地方自治体が果たす役割はますます重要となっています。

特に、地域経済と雇用対策の活性化が求められる中で、介護・福祉施策の充実、農林水産業の振興、クリーンエネルギーの開発などを雇用確保と結びつけ、これらの政策分野の充実・強化が求められています。

2010年度予算において、地方交付税が前年度比1.1兆円増加されたことは、三位一体改革で深刻な影響を受けた地方自治体財政に対し、新政権が地方交付税の充実という地方の要望に応えたものとして評価できるものであり、来年度予算においても本年度の予算規模を地方財政計画・地方交付税措置に継続的に取り入れるなどの大胆な予算措置が必要であります。

よって、国においては、2011年度の地方財政予算全体の安定確保に向けて、下記の対策を講じるよう強く要望するものであります。

1、医療、福祉分野の人材確保を初めとするセーフティネット対策の充実、農林水産業の再興、環境対策など、今後増大する財政需要を的確に取り入れ、2011年度地方財政

《平成22年6月22日》

計画・地方交付税総額の規模を拡大すること。

2、地方財源の充実・強化を図るため、国・地方の税収配分5：5を実現する税源移譲と格差是正のための地方交付税確保、地方消費税の充実、国の直轄事業負担金の見直しなど抜本的な対策を進めること。

3、2010年度予算において創設された地域活性化・雇用等臨時特例費などに相当する額を恒久的に地方財政計画・地方交付税措置に取り入れ、自治体が安心して雇用対策に取り組めるような環境整備を行うこと。

4、景気対策を通じて拡大する公共事業に対して、地方負担を増加させることのないよう十分な財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

平成22年6月22日、北海道遠軽町議会。

提出先につきましては、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣であります。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第4号地方財政の充実・強化を求める意見書を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

直ちに、意見書を関係省庁に送付いたします。

---

#### ◎日程第46 意見案第5号

○議長（前田篤秀君） 日程第46 意見案第5号森林・林業施策の早急かつ確実な推進に関する意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

奥田議員。

○15番（奥田 稔君） ー登壇ー

意見案第5号について御説明申し上げます。

森林・林業政策の早急かつ確実な推進に関する意見書であります。

近年、森林に対する国民の期待は、地球温暖化の防止、さらには生物多様化の保全への貢献など多様化してきております。また、木質エネルギー利用、あるいは木材利用拡大に対する期待もふえてきております。

しかしながら、国内の林業は、路網整備や森林施業の集約のおくれなどから生産性が低

く、材価も低迷する中、森林所有者の施業放棄が懸念されております。我が国の林業・木材産業は、まさに危機的な状況に陥っており、さらに森林・林業の担い手である山村は崩壊の危機に立っています。

こうした厳しい現状を踏まえ、昨年公表された森林・林業再生プランに基づき、国民の期待にこたえていくため、さらに森林整備を着実に推進する。さらには、森林の有する多面的機能の持続的な発揮、さらに、森林・林業・木材産業の活性化による山村の再生を図るため、以下5点について意見書として提出するものであります。

一つとして、地球温暖化防止・森林吸収源対策を推進するための安定的な財源措置の確保及び森林所有者の森林意欲を高めるための負担軽減措置等による森林経営対策を推進することほか4点であります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

提出先につきましては、衆参両院議長ほか関係各大臣であります。

議員各位の御賛同を心からお願い申し上げます。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第5号森林・林業施策の早急かつ確実な推進に関する意見書を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

直ちに、意見書を国会並びに関係省庁に送付いたします。

---

#### ◎閉会の議決

○議長（前田篤秀君） お諮りします。

本定例会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

---

#### ◎閉会宣告

○議長（前田篤秀君） これをもって、平成22年第3回遠軽町議会定例会を閉会いたします。

《平成22年6月22日》

午後 2時30分 閉会

《平成22年6月22日》

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 前 田 篤 秀  
署 名 議 員 石 田 通 行  
署 名 議 員 山 谷 敬 二

《平成22年6月22日》